

岐阜県県土整備部一般競争入札試行要領（建設関連業務総合評価落札方式）

（平成 23 年 7 月 1 日技第 231 号）

（目 的）

第 1 条 この要領は、岐阜県県土整備部が発注する建設関連業務総合評価落札方式の試行業務において、一定の資格要件を満たした者による条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を試行するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象業務）

第 2 条 1 件の委託費が、原則として、予定価格 1 百万円以上の総合評価落札方式で行う建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務）（以下「対象業務という。」）とする。

（入札参加資格）

第 3 条 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 に規定する入札参加資格に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第 199 条又は第 200 条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第 174 条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成 13 年 4 月 1 日工検第 12 号）に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、当該一般競争入札対象業務（以下「当該業務」という。）の入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」という。）から当該業務の落札決定の日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱（以下「暴力団措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止措置を当該業務の開札の日（以下「開札日」という。）までに受けていないこと、又は暴力団措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 岐阜県が発注した業務のうち、直近の過去 2 か年度に完了・引き渡された業務の実績がある場合において、対象業務に係る業務成績評価の平均が 6.5 点以上であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 直近 10 か年度に対象業務と同種の業務実績があること。
- (10) 対象業務に配置を予定している技術者が適正であること。
- (11) 上記のほか、収支等命令者（岐阜県知事又は当該工事を発注する現地機関の長をいう。以下同じ。）が必要と認める要件を満たしていること。

（入札参加資格の決定）

第 4 条 収支等命令者は、第 3 条の入札参加資格を岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程（昭和 52 年 7 月 26 日 訓令甲第 16 号 企業訓令管第 83 号）に規定する参加資格委員会等（岐阜県建設工事入札参加資格委員会、本庁部会又は現地機関部会をいう。以下同じ。）の審議に付し決定する。

（公告の作成）

第 5 条 入札公告は、第 1 号様式（標準入札公告例【事後審査型総合評価落札方式】）（以下、「入札公告」という。）とし、収支等命令者は入札公告を作成する。

2 入札公告は、次の(1)から(4)までを、別冊として含める。

- (1) 委託業務契約書（案）
- (2) 入札心得
- (3) 図面及び仕様書等
- (4) その他収支等命令者が必要と認める書類

3 入札公告には、第 3 条、第 7 条から第 15 条の事項を示すものとする。

（公告の方法）

第 6 条 収支等命令者は、当該業務を発注する場合、施行令第 167 条の 6 及び岐阜県会計規則（昭和 32 年 岐阜県規則第 19 号。以下「会計規則」という。）第 127 条の規定により、インターネット、新聞等により公告する。

2 収支等命令者は、設計図書（入札公告に第 5 条 2 項の別冊を含めた書類をいう。以下同じ。）を当該業務に入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に配布する。

なお、設計図書の配布期間は、当該業務の入札公告日（以下「公告開始日」という。）から開札日までとする。

(入札参加の申請)

第7条 収支等命令者は、入札参加希望者に、申請書（入札参加申請書（別記様式1）及びその他収支等命令者が提出を指示した書類をいう。以下同じ。）の提出を求める。

- 2 収支等命令者は、申請書の提出期間を原則として、公告開始日の翌日から起算して14日間とする。（岐阜県の休日（平成元年岐阜県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を含む。）
- 3 入札参加希望者が申請書を申請期限日までに提出しない場合は、当該業務の入札に参加できない。
- 4 収支等命令者は、申請書の受理後、入札参加希望者へ入札参加通知書（第6号様式）を通知する。
ただし、入札参加希望者が、申請期限日までに申請書のうちのいずれかの書類を提出しない場合は、無効とし、入札参加を認めない理由を付した入札参加通知書（以下「参加なし通知書」）を通知する。また、申請書に不備のある場合には、無効とし、参加なし通知書を通知することがある。
- 5 申請書は、次の(1)から(5)のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 入札公告に定める様式により作成すること。
 - (2) 作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。
 - (3) 入札参加の申請以外の用途に使用しないこと
 - (4) 入札参加希望者に返却しないこと。
 - (5) 申請期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

(設計図面及び仕様書等に関する質問・回答)

第8条 収支等命令者は、入札参加希望者に設計図面及び仕様書等に関する質問書（以下「質問書」という。）を提出させる。

また、質問書の提出期限は、入札参加通知書を発出した日の翌日から起算して2日後までとする。

なお、第9条に規定する現場説明会を行う場合における質問書の提出期限日は、現場説明会の翌日から起算して2日後までとする。

- 2 収支等命令者は、質問書の提出があった場合には、質問書に対する回答書（以下「回答書」という。）を作成し閲覧に供する。また、回答書の閲覧は、原則として質問書の提出期限日の翌日から起算して5日後までに開始し、開札日の前日に終了する。
なお、回答書の閲覧場所は、発注機関とする。

(現場説明会)

第9条 現場説明会は、収支等命令者が特に必要があると認める場合に開催することができる。

また、現場説明会を行う場合は、第7条4項により入札参加を認められ入札参加通知書を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象として、入札参加通知書を発出した日の翌日から第8条1項に規定する質問書の提出期限日の2日前までに行う。

なお、収支等命令者は、現場説明会を行う場合、次の(1)から(3)を明示する。

- (1) 現場説明会を行う旨
- (2) 現場説明会の日時及び場所
- (3) その他収支等命令者が必要と認める事項

(入札の執行)

第10条 収支等命令者は、原則として質問書の提出期限日の翌日から起算して8日後に入札を執行し、入札参加者に入札参加通知書の写しとともに、入札書等（入札書及び積算内訳書（別記様式6（参考様式））をいう。以下同じ。）を提出させる。なお、積算内訳書に不備のある入札参加者を無効とすることがある。

- 2 収支等命令者は、入札参加者等（入札参加者又はその代理人をいう。以下同じ。）を立ち会わせて開札する。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札手続きをコンピュータとネットワークを利用した電子入札システムで行う場合であって、収支等命令者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者等及び入札事務に関係のない職員の立ち会いを行わせないことができる。
- 3 入札書等は、次の(1)から(5)のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 原則として入札公告に定める様式により作成すること。
 - (2) 作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とすること。
 - (3) 入札執行以外の用途に使用しないこと
 - (4) 入札参加者に返却しないこと。
 - (5) 入札書等の差し替え又は再提出又は撤回を認めないこと。
- 4 その他入札の執行については、地方自治法、施行令及び会計規則に定めるところによる。

(入札参加資格の確認)

第11条 収支等命令者は、入札参加資格について、原則として開札日の翌日から起算して2日以内（県の休日を含まない。）に、落札候補者から確認資料（入札参加資格確認申請書（別記様式2）、業務実績調べ（別記様式3）、配置予定技術者名簿（別記様式4）、その他収支等命令者が提出を指示した書類及びその他必要となる書類をいう。以下同じ。）を提出させ確認する。なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合等には、次順位者を落札候補者とし、確認資料を提出させ確認する。

- 2 収支等命令者は、落札候補者が、確認資料の提出を指示した提出期限日（以下「提出期限日」とい

う。)までに確認資料の全部又は一部を提出しない場合又は確認資料において入札参加資格を満たしていない場合は、無効とし、入札参加資格「無」としてその理由を付した入札参加資格不適格通知書(第7号様式。以下「不適格通知書」という。)を通知する。

また、確認資料に不備がある場合には、無効とし、不適格通知書を通知することがある。

- 3 収支等命令者は、落札候補者に対して、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該業務の現場に配置しなければならないことを明示する。
- 4 確認資料は、次の(1)から(5)のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 入札公告に定める様式がある場合は、その様式により作成すること。
 - (2) 作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とすること。
 - (3) 入札参加資格の確認以外の用途に使用しないこと。
 - (4) 落札候補者に返却しないこと。
 - (5) 原則として提出期限日を超過した日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

(落札者の決定及び公告)

第12条 収支等命令者は、第11条1項及び2項の規定に基づいた落札候補者について、参加資格委員会等の審議に付し、落札者を決定する。

- 2 収支等命令者は、入札参加者に対して、落札者決定通知書(第8号様式)を通知する。

(契約の締結及び解除)

第13条 収支等命令者は、本契約の締結に際し、県議会の議決を必要とする場合、落札後に仮契約を行い、議決後に本契約を締結する。ただし、仮契約後であっても、議決等の状況によっては本契約を締結しないことがある。

- 2 収支等命令者は、落札者が当該業務の本契約締結の日までに、暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結せず、契約後に暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、原則として契約を解除する。

(入札保証金及び契約保証金)

第14条 会計規則114条各号に該当するときは、免除する。

(その他)

第15条 収支等命令者は、天災その他やむを得ない理由により入札又は開札等を行うことができないと判断したときには、これを延期又は中止する。この場合における費用は、入札参加希望者、入札参加者及び落札候補者の負担とする。

- 2 収支等命令者は、適正な入札執行を確保する必要があると判断した場合には、入札書等を抽選により選定することができる。この場合において、選定する入札書等の数は、収支等命令者が抽選の際に示す。
- 3 収支等命令者は、入札参加資格のない者及び会計規則第130条各号に該当する者の入札があった場合には、その入札を無効とする。

また、無効な入札を行った者は再度入札に参加できず、無効な入札を行った者を落札者とした場合は、その落札決定を取り消す。

- 4 収支等命令者は、申請書、入札書等又は確認資料に虚偽の記載が判明した場合には、その者を参加資格停止措置とする。
- 5 談合情報があった場合には、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。また、談合情報どおりの開札結果となった場合には、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。
- 6 契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ることとする。
- 7 総合評価一般競争入札とする場合は、本要領に併せて、岐阜県県土整備部発注の建設関連業務総合評価落札方式試行要領(平成23年7月1日技第232号)によるものとする。
- 8 低入札制度の適用については、岐阜県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査等に関する要領(平成22年4月1日)によるものとする。
- 9 入札心得は、入札公告に記載がない事項について適用する。
- 10 収支等命令者は、この要領に定めるもの以外で入札執行に関して定める必要がある場合には、参加資格委員会等の審議に付して定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成26年12月22日から施行し、平成27年1月1日以降に公告する案件から適用する。ただし、平成26年12月31日以前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日以降に公告する案件から適用する。ただし、

平成 27 年 3 月 31 日以前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。ただし、平成 30 年 3 月 31 日以前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。ただし、平成 31 年 3 月 31 日以前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。ただし、令和 2 年 3 月 31 日以前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日以前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行し、令和 5 年 1 月 1 日以降に公告する案件から適用する。ただし、令和 4 年 12 月 31 日以前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 5 年 12 月 15 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以降に契約する案件から適用する。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までに契約する案件については、なお従前の例による。

第1号様式（標準入札公告例）【事後審査型総合評価落札方式】

入 札 公 告

〇〇〇〇〇〇〇業務委託に関する一般競争入札公告

〇〇〇〇〇〇〇業務委託について、事後審査型一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 〇〇 〇〇
(岐阜県〇〇事務所長 〇〇 〇〇)

1 一般競争入札に付する委託

- (1) 仕様書番号 〇〇号
 委 託 名 〇〇〇〇〇〇〇業務委託
 (電子入札対象案件)
- (2) 委託場所 〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇
- (3) 委託概要 〇〇〇〇〇〇〇業務 N=1式
- (4) 工 期 約〇か月間（約〇〇日間）
- (5) 予定価格 〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 飲~~水~~給~~水~~設備 有・無
- (7) 本委託は、電子入札システムを用いて行います。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に収支等命令者の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。
- (8) 本業務は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する技術提案型（又は地域型（人材育成型））建設関連業務総合評価落札方式の試行業務です。

2 入札参加資格

本業務は単体による一般競争入札とします。入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。なお、特に断りのない限り、入札参加資格は 当該業務における入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」という。）時点とする。

入札参加資格に関する事項

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿の建設関連業務（測量・建設コンサルタント等業務（〇〇））に登録されていること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条又は第200条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- オ 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成13年4月1日工検第12号）に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、申請期限日から当該業務の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。
- カ 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、開札の日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- キ 岐阜県が発注した業務のうち、令和〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までの直近2か年度以内に完了・引き渡された建設関連業務の実績がある場合において、業務成績評定の平均が65点以上であること。
- ク 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることが、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

☒ 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

- ① 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条の管財人及び民事再生法第 64 条の管財人をいう。）を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ケ 平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って 10 か年度）以降申請期限日までに完了・引き渡された同種業務において 1 件以上の実績を有すること。
 - 同種業務：〇〇〇〇業務
- コ 配置予定の技術者は平成〇〇年度以降（入札公告日の属する年度を除き、遡って 10 か年度）以降申請期限日までに完了・引き渡された同種業務において 1 件以上の実績を有すること（同種業務における役職は問わない）
 - 同種業務：〇〇〇〇業務
- サ 本委託に従事する配置予定の技術者は、本件の申請期限日以前に 3 か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
 - ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3 か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
- シ 岐阜県測量作業共通仕様書、岐阜県地質・土質調査共通仕様書、岐阜県設計業務委託共通仕様書、岐阜県用地調査等業務共通仕様書で定める条件を満たす技術者を当該業務に配置できること。
- ス 岐阜県内に岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店、支店又は営業所が所在すること。【地域要件を設定する場合のみ】

3 入札参加の申請に関する事項

- (1) 当該業務に入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、電子入札システム画面の「入札参加申請書」に必要事項を記入し、附属書類を添付して申請期限日までに提出すること。
 - また、紙入札者は、岐阜県県土整備部一般競争入札試行要領（建設関連業務総合評価落札方式）（平成 23 年 7 月 1 日技第 231 号）の入札参加申請書（別記様式 1）に附属書類を添付して申請期限日までに持参すること。
- (2) 申請書（入札参加申請書及び附属書類をいう。以下同じ。）を申請期限日までに提出しない入札参加希望者は、当該入札に参加できない。
- (3) 入札参加希望者は、入札参加通知書による通知を受けなければならない。
- (4) 入札参加希望者が、申請書のうちのいずれかの書類を申請期限日までに提出しない場合は、無効とする。また、申請期限日までに提出された申請書において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。
- (5) 申請書は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。
 - ア 入札公告に定める様式により作成すること。
 - イ 作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。
 - ウ 入札参加及び加算点の申請以外に使用しないこと。
 - エ 入札参加希望者に返却しないこと。
 - オ 申請期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

4 設計図面及び仕様書等の質問・回答に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、設計図面及び仕様書等に関する質問がある場合、収支等命令者が定める提出期間内に、電子入札システムにより質問書を提出すること。なお、紙入札者は、質問書（様式は自由）を持参すること。
- (2) 収支等命令者は、入札参加希望者から質問書の提出があった場合、質問書に対する回答書を電子入札システムにより回答する。また、併せて発注機関での閲覧に供する。

5 既存資料の閲覧に関する事項【既存資料の閲覧を行う場合のみ】

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。閲覧を希望する者は、事前に連絡をすること。また閲覧に際しては、「資料閲覧に関する誓約書」により注 1～注 6 を遵守することを書面で宣誓し、当該誓約書を閲覧場所の入札担当課に提出すること。なお、遵守事項に違反が認められた場合には、閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- ア 資料名：a 令和〇〇年度 県単 一般道路調査〇〇バイパス概略設計業務委託報告書
 b 令和〇〇年度 県単 道路新設改良〇〇バイパス予備設計業務委託報告書
 （技術提案書の作成に必要なページのみとしており、報告書原本ではありません）
- イ 閲覧場所：〇〇土木事務所 〇〇課 電話：058-111-1111(内線 1111)
- ウ 閲覧期間：公告日から技術提案書の提出期限の前日まで

(上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日8時30分から16時30分まで)

6 入札執行に関する事項

- (1) 入札は、第3(4)において入札参加を認められ入札参加通知書を受けた入札参加希望者(以下「入札参加者」という。)を対象として行う。
電子入札システム利用者においては、入札書等(入札書及び入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書をいう。以下同じ。)を収支等命令者が指示した入札書等の受付期間内に電子入札システムにより提出すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
紙入札者においては、入札参加通知書の写しとともに入札書等(入札書は入札心得の様式1)を開札時に持参すること(代理人が入札する場合は、入札心得の第2第2項による。)。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届(電子入札運用基準の様式2)を持参すること。
- (2) 入札の執行に先立ち、紙入札者は入札参加通知書の写しを提出すること。
- (3) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 予定価格を事前に公表している場合、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。また、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。なお、予定価格を超える金額で入札書等を提出した場合、不誠実な行為として参加資格停止措置を行うことがある。
- (5) 積算内訳書は、設計図書における仕様書に基づき作成することを原則とするが、入札参加者が所有する積算ソフト等の出力によることも可能とする。ただし、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすることとし、積算内訳書が次のアからオのいずれかに該当する場合は、無効とすることがある。
 - ア 内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの
 - イ 記載すべき項目を満たしていないもの
 - ウ 一括値引きがあるもの
 - エ 端数調整・処理されているもの
 - オ その他不備があるもの
- (6) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者等(入札参加者又はその代理人をいう。以下同じ。)の立ち会いの上行う。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会う。ただし、収支等命令者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者等及び入札事務に関係のない職員の立ち会いを行わないことがある。
- (7) 収支等命令者が、適正な入札執行の確保が必要と判断した場合には、入札書等を抽選により選定することがある。この場合において、選定する入札書等の数は、収支等命令者が抽選の際に示す。
- (8) 次のアからクに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札参加者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
 - イ 入札参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - ウ 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
 - エ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
 - オ 入札書に記名押印がないとき。(電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者が入札したとき。)
 - カ 入札書の記載事項の確認ができないとき。
 - キ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
 - ク その他収支等命令者があらかじめ指定した事項に違反したとき。
- (9) 予定価格を事前に公表している場合は、再度入札を行わない。
- (10) 低入札制度として、次の制度を適用している。

低入札価格調査制度

低入札調査基準価格(以下「基準価格」という。)及び価格による失格判断基準(以下「失格判断基準」という。)を設けているため、落札候補者の入札額が基準価格を下回り、かつ失格判断基準以上となった場合は、入札を保留し、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるかどうかについて、落札候補者へのヒアリング及び関係機関の意見聴取等を行う。なお、低入札価格調査に係る調査票を期限までに提出しない場合又はヒアリングに応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、当該落札候補者を落札者とししない。ただし、この調査期間に伴う当該業務の工期延長は行わない。

また、基準価格を下回り、かつ失格判断基準以上の価格をもって契約をする場合は、第三者照査を義務付けるものとする。

また、低入札価格調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は当該調査時の内容と成果物提出後の検査時の内容とが著しく乖離した場合(合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。)は、委託成績評定に厳格に反映するとともに参加資格停止措置を講ずることがある。

なお、失格判断基準を下回った入札参加者は、当該入札を失格とする。
詳細は、「岐阜県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査等に関する要領」によるものと

- する。
- (11) 落札候補者の決定は、次のア、イのとおりとする。
- ア 会計規則第 111 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札参加者の技術資料による評価項目の達成度を評価した「技術評価点」に「価格評価点」を加えた評価値の最も高い者を落札候補者とする。なお、それぞれの評価点は以下のとおりとする。
- a. 技術評価点
- | | |
|-------------|--------|
| ・技術提案型 | 40.5 点 |
| ・地域型（人材育成型） | 20 点 |
- b. 価格評価点
- ・技術提案型
- $$40.5 \times (\text{予定価格（税抜き）} - \text{入札価格（税抜き）}) / (\text{予定価格（税抜き）} - \text{失格判断基準（税抜き）})$$
- ・地域型（人材育成型）
- $$20 \times (\text{予定価格（税抜き）} - \text{入札価格（税抜き）}) / (\text{予定価格（税抜き）} - \text{失格判断基準（税抜き）})$$
- イ 落札候補者が 2 人以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (12) 入札書等は、次のアからエのとおり取り扱うものとする。
- ア 作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とすること。
- イ 入札執行以外の用途に使用しないこと。
- ウ 入札参加者に返却しないこと。
- エ 入札書等の差し替え又は再提出又は撤回を認めないこと。
- (13) その他入札の執行については、施行令及び規則に定めるところによる。

7 入札参加資格の確認に関する事項

- (1) 開札の結果、落札候補者となった入札参加者は、入札参加資格及び加算点の確認を行うので、収支等命令者が指示した提出期限日までに、確認資料（一般競争入札要領の入札参加資格確認申請書（別記様式 2）及び附属書類をいう。以下同じ。）を持参すること（電子入札システムによる提出は出来ない）。なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合等には、次順位者を落札候補者とするため、収支等命令者が別途指示した提出期限日までに確認資料を持参すること。
- (2) 落札候補者が、確認資料のうちの全部又はいずれかの書類を提出期限日までに提出しない場合又は提出期限日までに提出された確認資料において入札参加資格を満たしていない場合は、無効とする。また、提出期限日までに提出された確認資料において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。
- (3) 確認資料は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。
- ア 入札公告等に定める様式がある場合は、その様式により作成すること。
- イ 作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とすること。
- ウ 入札参加資格及び加算点の確認以外に使用しないこと。
- エ 落札候補者に返却しないこと。
- オ 原則として提出期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

8 落札者決定及び契約に関する事項

- (1) 落札者を決定した時は、入札参加者に落札者決定通知書を通知する。
- (2) 落札者が、落札決定通知書を受けた日から、原則として 1 週間以内に契約（仮契約を含む。）を締結しないときは、その落札は無効とする。
- (3) 本契約の締結に際し、岐阜県議会の議決を必要とする場合は、落札後に仮契約を行い、議決後に本契約を締結する。ただし、仮契約後であっても、議決等の状況によって本契約を締結しないことがある。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 入札保証金及び契約保証金は、規則第 114 条各号に該当するときは、免除する。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 及び同法第 198 条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。

9 その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、収支等命令者が入札又は開札等を行うことができないと判断したときは、これを延期又は中止する。この場合における費用は、入札参加希望者、入札参加者及び落札候補者の負担とする。
- (2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。また、談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は原則として改めて公告をして、入札を行うものとする。
- (3) 落札者が、当該業務の本契約締結の日までに、暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受け

- たときは、当該落札者と契約を締結しない。また、契約後に暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、原則として契約を解除する。
- (4) 入札参加資格のない者及び規則第 130 条各号に該当する者の入札があった場合には、その入札を無効とする。
- また、無効な入札を行った者は再度入札に参加できず、無効な入札を行った者を落札者とした場合は、その落札決定を取り消す。
- (5) 申請書、入札書等又は確認資料に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格停止措置となる。
- (6) 入札参加希望者又は入札参加者が電子入札システムにて申請書及び入札書等を送信した場合には、受領の受付票を発行するので、必ず確認すること。なお、電子入札システムを使用して提出された申請書及び入札書等は、県の使用に係る電子入札システムに用いる電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。
- (7) 電子入札システムは、県の休日を除く、月曜日及び金曜日の 8 時から 18 時まで、火曜日から木曜日の 8 時から 24 時まで稼働しており、稼働時間を変更する場合等は、岐阜県電子入札案内ページ (URL <http://www.cals.pref.gifu.jp/>) で公開している。
- また、操作上の手引き書として、「岐阜県電子入札システム操作マニュアル(受注者版)」を岐阜県電子入札案内ページで公開している。
- なお、障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は岐阜県電子入札システムヘルプデスクとし、受付時間等の詳細は岐阜県電子入札案内ページ内の「お問合せ」によるが、緊急を要する場合は、直接発注機関へ連絡すること。
- (8) 落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書を提出すること。
- (9) その他不明な点は、発注機関に照会すること。
- (10) 具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、別添「総合評価落札方式の内容」において明記しています。
- (11) 本業務は、建設関連業務総合評価落札方式の試行案件であるため、今後の運用の参考として実施するアンケート調査にご協力をお願いします【アンケートを行う場合のみ】
- (12) 資料作成説明会を行います【資料作成説明会を実施する場合のみ】
- (13) 資料のヒアリングを行います【資料のヒアリングを行う場合のみ】

10 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県〇〇事務所〇〇課〇〇担当	058-111-1111 (内線1111)	〒500-0000 岐阜県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
業務担当課	岐阜県〇〇事務所〇〇課〇〇担当	058-111-1111 (内線1211)	岐阜県〇〇総合庁舎〇階

11 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前 9 時から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後 4 時まで	電子入札システム等よりダウンロード 併せて入札担当課による閲覧
質問書の受付	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前 9 時から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後 4 時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、工事担当課まで持参
回答書の閲覧	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前 9 時から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後 4 時まで	電子入札システムによる 併せて工事担当課による閲覧
申請書の提出	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前 9 時から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後 4 時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	電子入札システムによる
入札書等の提出受付	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前 9 時から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後 4 時まで	電子入札システムによる
開札	令和〇〇年〇月〇日 (〇) 午前〇時から	電子入札システムによる 岐阜県〇〇総合庁舎〇階〇入札室
確認資料の提出 (落札候補者のみ)	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前 9 時から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後 4 時まで (ただし、別途提出の指示をした場合はこの限りではない)	入札担当課まで持参
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービスによる 併せて入札担当課による閲覧

12 手続等に必要な提出書類

(1) 電子入札システム利用者の場合

手続等	必要な提出書類
1) 入札参加の申請書提出時	入札参加申請書（電子入札システム画面に必要事項を入力）に下記の附属書類を添付以下、附属書類 【総合評価落札方式の場合は下記書類を併せて添付】 ・岐阜県総合評価落札方式 申請様式2-1～2-3 ・岐阜県総合評価落札方式 申請様式2-4 【技術提案型のみ】 ・岐阜県総合評価落札方式 申請様式2-5 【技術提案型のみ】
2) 入札書等の提出時	入札書（電子入札システム画面に必要事項を入力）に下記書類を添付 ・積算内訳書
3) 確認資料の提出時（落札候補者のみ） ただし、電子入札システムでの提出は不可	・別記様式2 入札参加資格確認申請書（落札候補者用） 以下、附属書類 ・別記様式3 業務実績調べ ・別記様式4 配置予定技術者名簿 ・各種証明書類（契約書の写し、技術者の資格証明書の写、工事成績対象一覧等） 【総合評価落札方式の場合は下記の附属書類を併せて提出】 ・総合評価落札方式に関する技術資料に係る確認書類

- ・電子入札システムに様式の添付がないものは、岐阜県ホームページ【入札公告】岐阜県発注建設工事等の一般競争入札(条件付き)からダウンロードしてください。
- ・総合評価申請様式は公告ごとに異なりますので、電子入札システムからダウンロードしたものを使用してください。

(2) 紙入札者の場合

手続等	必要な提出書類
【紙入札者は、(1)電子入札システム利用者の場合に加え、下記書類を併せて提出】	
1) 入札参加の申請書提出時	・別記様式1 入札参加申請書
2) 入札書等の提出時	・様式1（入札心得） 入札書 ・委任状（様式は自由）（代理人による場合のみ） ・入札参加通知書の写し ・積算内訳書

- ・様式は岐阜県ホームページ【入札公告】岐阜県発注建設工事等の一般競争入札(条件付き)からダウンロードしてください。